

令和7年度 第1回 浦安市子ども・子育て会議

(質 疑 ・ 回 答)

令和7年8月4日(月)午後2時10分～
浦安市役所4階災害対策本部室

(質 疑)

資料5「次世代育成支援対策関連事業及びこどもの貧困対策関連事業評価」にある、生活困窮世帯等への学習・生活支援事業（通し番号 65）について質問です。事業に対する課題認識では「利用率の向上が課題」であることや、令和7年度の取り組みでは「ひとり親世帯、生活困窮世帯、生活保護受給世帯、就学援助利用世帯の小学校4年生から高校3年生の子どもおよび保護者を対象に」と記載されていますが、本事業の対象者は本来どのような方となるのでしょうか。また該当する世帯への周知方法を教えてください。

(背 景)

質問者は舞浜小学校の校長先生です。該当する生徒がいた場合に、漏れなく周知が行き届いているのか疑問に思い質疑がありました。

(回 答)

生活困窮者自立支援制度では、利用対象者を「生活困窮世帯の子ども及びその保護者」と定めていますが、生活困窮世帯の所得基準や対象世代等について具体的な定めはなく、地域の実情に応じて対象者を設定することができます。本市においては、「ひとり親世帯、生活困窮世帯、生活保護受給世帯、就学援助利用世帯の小学4年生から高校3年生の子ども及びその保護者」を主な利用対象者に定義しています。

また、事業の周知につきましては、市公式サイト・広報うらやすへの記事の掲載、チラシの配布（ひとり親世帯への通知に同封する等も行っています）を行っているほか、各相談支援機関が該当世帯へ個別に事業を紹介し、利用に繋げています。